

四国中央市市産材利用促進事業費補助金交付要綱

令和4年9月28日

告示第166号

(目的)

第1条 この告示は、市産材を利用して住宅等を新築する者に対し、予算の範囲内で四国中央市市産材利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市産材の需要を喚起し、もって林業の振興及び地域産業の育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市産材 市内において産出されたスギ又はヒノキを素材とした木材をいう。
- (2) 住宅等 建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める住宅、事務所及び店舗をいう。

(補助対象住宅等)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）は、市内において新築される木造の住宅等で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市産材を5立方メートル以上使用して新築されるものであること。
- (2) 市内に所在する営業所において建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を国土交通大臣から受けている者（以下「建築業者」という。）が新築するものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自己の居住の用又は事業の用に供するために補助対象住宅等を新築し、かつ、同住宅の新築工事の完了後速やかに居住し、又は事業を開始する者
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市税の滞納（猶予を除く。）がない者
- (4) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象住宅等を新築する事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、2万5千円に補助対象事業で使用した市産材の量（その量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた量）を乗じて得た額と30万円のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 製材業者その他機械設備により木材の生産又は生産販売を行う者（以下「納材業者」という。）が発行する市産材納入証明書（様式第2号）

(3) 建築業者が報告する市産材使用報告書（様式第3号）

(4) 建築基準法第7条第5項の検査済証

(5) 申請者の住民票の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をする場合においては、事前に市と協議を行わなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と決定したときは補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付することが不適当と決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式第6号）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第62号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに提出されたこの告示による改正前の様式第1号及び様式第6号に規定する申請書及び請求書は、この告示による改正後の様式第1号及び様式第6号に規定する申請書及び請求書とみなす。

様式第 1 号（第 8 条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

下記のとおり事業を実施したので、補助金を交付されるよう四国中央市市産材利用促進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象住宅等の住所又は所在地	
市産材使用量	
新築工事着手年月日	
新築工事完了年月日	
利用開始年月日	
交付申請額	円

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 市産材納入証明書（様式第 2 号）
- (3) 市産材使用報告書（様式第 3 号）
- (4) 建築基準法第 7 条第 5 項の検査済証
- (5) 申請者の住民票の写し
- (6) 市長が必要と認める書類

様式第2号(第8条関係)

市産材納入証明書

1 納入した市産材	樹種	
	納入量	
	納入時期	
2 納入の相手方	所在地	
	名称	
	代表者氏名	

備考 市産材の出荷伝票の写しその他の市産材の原木を仕入れた量が確認できる書類を添付すること。

上記のとおり市産材を納入したことを証明します。

年 月 日

所在地
(納材業者) 名称
代表者氏名

印

様式第3号（第8条関係）

市産材使用報告書

新築に使用した市産材について、以下のとおり報告します。

1 建築主（申請者）	住所						
	氏名						
2 建築地							
3 使用した市産材							
部材名称	樹種	長さ	断面寸法	単材積	数量	総材積	納材業者名
合計							

備考 納材業者による市産材の納品書の写しその他の市産材の使用量が確認できる書類を添付すること。

年 月 日

所在地
(建築業者) 名称
代表者氏名

印

様式第 4 号（第 9 条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付すること
と決定したので、四国中央市市産材利用促進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により通
知します。

記

交付決定額

円

様式第 5 号（第 9 条関係）

補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、四国中央市市産材利用促進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

補助金交付請求書

年 月 日

四国中央市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった補助金について、四国中央市市産材利用促進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名										
支店名										
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号								
フリガナ										
口座名義人										

備考 振込先の口座名義は、請求者本人の口座に限ります。